

県南広域振興局長告示第 27 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 2 月 22 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900730	あすなろケアサービス	一関市下大槻街 7 番地 5	平成 20 年 1 月 31 日